

オーナー型補助の概要

小規模多機能型居宅介護事業所、看護小規模多機能型居宅介護事業所、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所（以下「本件事業所」という。）の整備（令和6年度整備）におけるオーナー型補助の概要は下記のとおりです。応募の際は、記載事項をよくご確認のうえ、必要書類の提出をお願いします。

1 交付対象

土地所有者（オーナー）（以下「オーナー」という。）が施設運営法人に有償で貸し付ける目的で本件事業所を整備する場合、オーナーに対して、整備費補助金を交付します。

2 交付条件

交付にあたっては、次の条件を満たしていることが必要です。

- (1) 貸与を受ける建物について、施設を経営する事業の存続に必要な期間の地上権または賃借権を設定し、かつ、これを登記すること。
- (2) 賃借料は、地域の水準に照らして適正な額以下であるとともに、安定的に賃借料を支払い得る財源が確保されていること。
- (3) 賃借料及びその財源が収支予算書に適正に計上されており、施設の運営法人が当該賃借料を長期間にわたって安定的に支払い可能であると認められること。
- (4) 入札により施工業者を決定すること。
- (5) その他、松戸市が定める条件に従い、手続きを行うこと。

3 提出書類

【別紙3】「オーナー型補助を利用する場合の提出書類一覧」に記載されている書類の提出をお願いします。

4 注意事項

- (1) 補助金の交付先としての適格性については、提出書類及びヒアリングにおいて審査を行います。ヒアリングには、オーナーの出席もお願いします。審査の結果、オーナーとしての適格性を満たさないと判断された場合には、事業計画が選定されても補助金が交付されない場合があります。
- (2) 事業計画の選定後、補助金の交付にあたっては別途書類の提出が必要となります。
- (3) 令和6年度の補助金については、国や県、本市における予算の成立が条件となります。今後補助制度が大幅な変更や廃止となる場合がありえることを、あらかじめご了承ください。

- (4) 補助金を受けて整備した施設・設備等の財産を処分（補助金交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は取り壊すこと等をいいます。）するにあたっては、制限がかかります。財産の処分を行うには、事前の申請により承認を得ることが必要となり、処分の内容によっては承認の際に補助金の一部返還等の条件が付されます。
- (5) 不正な手段をもって補助金の交付を受けた場合や目的に反して使用した場合、補助要綱の規定に違反した場合などは、補助金の全部もしくは一部を返還していただことがあります。